

投稿のお願い

本誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わるパテント編集委員会としては本誌が読者に如何に読まれているか一寸気になります。

「読者の声」欄に、筆者への反論、編集者への注文などをEメールにてお寄せ下さい。

●宛 先：日本弁理士会 広報・支援・評価室「読者の声」係

TEL：03-3519-2361 FAX：03-3519-2706

投稿原稿はこちら… patent-bosyuu@jpa.or.jp

※500字程度で、氏名・年齢・職業・連絡先を明記のうえ、投稿ください。

※掲載の都合上一部を手直しすることがありますので予めご了承ください。

お詫び

本誌9月号(Vol. 60, 2007, 9) pp.45～53の影山光太郎氏の論文「学生の発明と職務発明」中末尾記載引用注について、(2)と(3)を入れ違えてしまいました。旧(2)を新しく(3)に、旧(3)を新しく(2)とすべく訂正いたします。

誤解を与えましたこととお詫びいたします。

パテント編集委員会

From Editors

編集後記

弁理士法改正に伴い弁理士の業務が拡大されつつあり、周辺業務に対する関心が高まりつつある昨今ですが、今月号では、敢えて弁理士の本来業務に立ち帰り、特許明細書の作成実務について特集致しました。

電気分野や化学分野については、ベテランの先生方から若手弁理士に対するアドバイスという形で、若手弁理士の傾向や弱点等を最も熟知している新人研修の講師をご経験された先生方にご執筆頂きました。また、より専門性が高いと思われるソフトウェア分野については、ソフトウェア委員会にご執筆頂きました。会員の皆様の日常業務において明細書を作成する上で1つの指針になれば幸いです。

記事をご執筆頂いた先生方、お忙しい中ご執筆頂き本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。(MA)

弁理士登録をしておよそ20年にして初めてパテント編集委員会に参加させて頂きました。当然のことながら、右も左もわからない状況でしたので、僅かに原稿の査読作業においてのみしかお役に立てませんでした。若手であるにもかかわらず当委員会においてはベテランの域に達している多くの先生の活躍に感謝です。また、査読作業に当たり、重要な事例の原稿に触れることができ、勉強不足を再認識することができ、大変有意義でした。(MM)

とにかく明細書作成の実務は日々研鑽の毎日であると思う。

今月号は、弁理士登録間もない方に特に贈る明細書作成の実務についての特集であったが、査読をしていて改めて勉強になった。明細書を作成することはとにかく難しい。特許の怖さがわかればわかるほど難しくなってくるものだ。そもそも“良い明細書”とは、どのような明細書なのであろうか？ 私にとっては永遠のテーマかもしれない…しかし“良い明細書”とはどういうものかを、法律面はもとより、これまでの経験をもとにして自分なりに考えてしっかりと持っていれば、そのような明細書を作成することが目標になってくる。仕事に追われてくると、とかく明細書をまとめる。といったレベルで終えてしまいそうになるが、自分なりに信じる“良い明細書”を目指していきたいと改めて思った。(boo)

最近では弁理士の職域も広がり、若い世代では出願関連業務よりこの新しい領域に対し、魅力を感じられる方が多いようではないでしょうか。私自身若輩者ですが、明細書や意見書の世界には、いくら経験を積んでも行き着くところのない、果てしない奥深さを感じます(蟻地獄?)。この追求もまた弁理士の醍醐味ではないかと思えます。そんな思いから、今回は「明細書」にスポットを当ててみました。(purpleball)

今までは、読者としてパテント誌を読んでいたのですが、今回初めて編集委員としてパテント編集に携わりました。実際に編集に参加してみると、1冊のパテントを編集するに際して、非常に多くの人たちの協力により成り立っていることを、改めて実感いたしました。10月号に関係した方々の思いが、一人でも多くの読者に伝えられればと思っています。(T.M.)

次号予告【2007年11月号】

特集「最近の米国判例」

11月号では、皆様もよくご存知の有名な最近の米国判例を取り上げる予定です。米国関係については、身近過ぎるからか、意外とパテント誌ではあまり特集されていません。次号では、この身近な米国の判例を取って特集してみます。多くの方がご存知の有名な判例を取り上げますが、その内容の再確認等のよい機会になればと考えております。